1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

①身体拘束等の原則禁止

身体拘束等は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。当事業所は、利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体拘束等は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

②やむを得ず身体拘束等を行う場合

3 要件(切迫性・非代替性・一時性)のすべてに該当し、緊急やむを得ないと 第 2 項に規定する身体拘束等適正化検討委員会において判断された場合、本人・ ご家族への説明・確認を得て身体拘束等を実施する場合もありますが、その場 合も利用者の態様や介護の見直し等により、拘束等の解除に向けて取り組みま す。

*身体拘束等

身体的拘束やその他利用者の行動を制限する行為

*身体的拘束に該当する具体的な行為

- ・車いすやベッドなどに縛り付ける。
- 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。
- ・行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ・従業者が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 (障害者虐待の防止と対応の手引き(厚生労働省作成より抜粋))

(2) 方針

次に仕組みを通して身体拘束等の必要性を除くように努めます。

- ①利用者の理解と基本的なケアの向上により身体拘束等リスクを除きます。利用者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束等を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。
- ②責任ある立場の職員が率先して事業所全体の資質向上に努めます。 管理者、サービス管理責任者が率先して事業所内外の研修に参加するなど、 当事業所の知識、技能の水準が向上する仕組みを作ります。

③身体拘束等適正化のため利用者・家族と話し合います。

家族と利用者にとってより居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体 拘束等を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えま す。

2. 身体拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体拘束等適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 身体拘束等検討委員会の設置及び開催

- ・身体拘束等適正化委員会(以下「委員会」という。)を設置し、当事業所で身体 拘束等の適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。
- ・過去に身体拘束等を実施していた利用者に係る状況の確認を含みます。
- ・委員会は、年に1回以上の頻度で開催します。
- ・特に緊急やむを得ない理由から身体拘束等を実施している場合(実施を開始 する場合を含む)には、身体拘束等の実施状況の確認や3要件を具体的に検 討します。

(2)委員会の構成員

構成員は、常務理事、事務局長、総務課長、障害福祉課長及びサービス管理 責任者で構成します。

(3)委員会の検討内容

- ①前回の振り返り
- ②3要件(切迫性・非代替性・一時性)の再確認
- ③意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- ④今後の予定 (研修・次回委員会)
- ⑤今回の議論のまとめ・共有

(4) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式(参考様式①「身体拘束等適正化委員会議事録」)を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、全従業者に周知徹底します。

3. 身体拘束等適正化のための研修

- ・身体拘束等適正化のため従業者について、職員採用時のほか、年1回以上の頻 度で定期的な研修を実施します。
- ・研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(概要) を記載した記録を作成します。

4. 身体拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束等を実施している場合には、身体拘束等の実施状況や利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

※参考様式③「緊急やむを得ない身体拘束等に関する利用者の日々の態様記録」

5. 身体拘束等が必要とする事案の発生時の対応に関する基本方針

(1) 3要件の確認

切迫性 : 利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらさ

れる可能性が著しく高いこと。

非代替性:身体拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。

一時性 :身体拘束等が一時的なものであること。

(2) 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束等を実施することとしますが、身体拘束等の実施後も日々の態様等をにして委員会で再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体拘束等を行わざる得ない場合、次の項目について具体的に本人・家族へ説明し、書面で確認を得ます。

- ・身体拘束等が必要となる理由 (個別の状況)
- ・身体拘束等の方法(場所、行為(部位、内容))
- 身体拘束等の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・身体拘束等開始及び解除の予定(特に解除予定を記載)
- ※参考様式②「緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明書」

6. 利用者等による本指針の閲覧

本指針はすべての従業者が閲覧可能とするほか、利用者や家族も閲覧できるように本会のホームページでの公開を行います。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

身体拘束等適正化委員会議事録

| 1 | 盟 | 煶 | 概 | 亜 |
|----|-----|-----|-----|---|
| 1. | 171 | TE. | TIM | ズ |

· 日時 : 年 月 日()

•参加者:

• 議題

- ①前回の振り返り
- ②3要件(切迫性・非代替性・一時性)の再確認
- ③意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- ④今後の予定 (研修・次回委員会)
- ⑤今回の議論のまとめ・共有

2. 議事概要

①前回の振り返り

前回の議事録や研修等の実施状況を確認し、委員会の決定が機能しているか確認する。

- ②該当する行為・やむを得ず身体拘束等を行う際の3要件の再確認。
- ③身体拘束等を行っている利用者がいる場合

参考様式③「緊急やむを得ない身体拘束等に関する利用者の日々の態様 記録」等を参考に、3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用 者の心身への弊害、拘束等をしない場合のリスクを評価し拘束等の解除に 向けて検討する。

- ④現在、身体拘束等に該当する利用者数 人
- ⑤各人別の身体拘束等解除に向けた検討

| 利用者氏名 | |
|---------|----------|
| 現拘束等の内容 | |
| 期間 (終期) | |
| 切迫性 | 該当 / 非該当 |
| 非代替性 | 該当 / 非該当 |
| 一時性 | 該当 / 非該当 |
| 適正化の方針 | |

※「身体拘束等解除」に向けて具体的な検討とその内容を記載

⑥身体拘束等を開始する検討が必要な利用者がいる場合 緊急やむを得ない身体拘束等に該当するか3要件の該当状況を具体的 に確認し、特に代替案について検討する。

| 利用者氏名 | (日末に フレーで展刊 ケ る。 |
|----------|---|
| 3 要件該当状況 | 該当 / 非該当 |
| 切迫性 | ※利用者本人または他の利用者の生命または身体に危険にさらされる可能性が著しく高いことがわかる具体 |
| | 的な状況を記載する。 |
| 非代替性 | ※他の方法を検討した結果、それでもなお身体拘束等を行う以外に代替する方法がない場合、検討した代替方法とそれが対応策として不十分である理由を記載する。 |
| | 代替案不可理由 |
| 一時性 | ※身体拘束等が一時的なものであり、利用者の状態に 応じて必要最小限の期間と最も短い拘束時間に設定さ れていることとその理由を記載する。 開始予定: 〇年〇月〇日(〇)〇〇時から 解除予定: 〇年〇月〇日(〇)〇〇時まで |
| 適正化策 | |

- ⑦今後やむを得ず身体拘束等が必要であると判断した場合 今後、医師、家族等との意見調整の進め方を検討する。
 - (1) 医師・家族と意見調整を進める担当者(サービス管理責任者)
 - (2)身体拘束等開始日: 〇年〇月〇日(〇)〇〇時から 解除予定: 〇年〇月〇日(〇)〇〇時まで
 - (3) いつ、どのような拘束等を実施するか。
 - ○時から○時まで ○○を実施
 - (4) 留意事項・その他
- ⑧意識啓発の必要な事項の見直し

身体拘束等適正化のための指針、研修等の中で周知が必要な部分(理解が弱いと感じる部分(現在のケアの再確認・見直し等を含む)、今後の方針等)を確認し、今後の従業者の意識啓発のための方針を決定する。

- ⑨今後の予定 (研修・次回委員会)
 - (1)身体拘束等適正化に関する研修について確認 ※開催時期、内容、担当者、資料作成進捗等
 - (2) 次回委員会の日時・場所について
- ⑩議論のまとめ・共有
 - ※直近で取り組むべきことやその進め方、期間をまとめ、本様式に記録する。

記録を従業者に周知する。

議事録作成日: ○年○月○日(○)

議事録作成者:○○ ○○

| 従業者確認印 | | |
|--------|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

参考様式②

緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明書

○○○○様

- 1.○○○○様の状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、 下記の方法と時間帯において最小限度の拘束を行います。
- 2. ただし、解除することを目標に日々の態様を記録し、身体拘束等適正化委員会で具体的に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

| A 切迫性 :利用者本人又は他の利用者の生命又は危険にさらされる可能性が著 | | | |
|---------------------------------------|----------------------|--|--|
| しく高い | | | |
| B 非代替性:身体拘束等を | 行う以外代替する介護方法がない | | |
| C 一時性 : 身体拘束等が一時的なものである | | | |
| 拘束等必要となる理由 | | | |
| (個別の対応) | | | |
| 拘束等の方法 | | | |
| (場所、行為《部位・内容》) | | | |
| 拘束等の時間帯及び状況 | | | |
| (※具体的に記載) | | | |
| 拘束開始及び解除の予定 | 開始予定: 〇年〇月〇日(〇)〇〇時から | | |
| (※特に解除予定を記載) | 解除予定: 〇年〇月〇日(〇)〇〇時から | | |
| | | | |

上記のとおり実施いたします。

○年○月○日

 社会福祉法人
 筑西市社会福祉協議会

 会
 基
 ®

 記録者(役職名〇〇〇)〇〇〇回

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について、説明を受け、確認しました。

〇年〇月〇日

利用者名 ○○○○ ⑩ 保護者名 ○○○○ ⑩

参考様式③

緊急やむを得ない身体拘束等に関する利用者の日々の態様記録

○○○○ 様

| 月日時 | 日々の心身の状況等の観察 | 備考 | 確認者 サイン |
|-----|--------------|----|------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |